

通関業許可条件変更公告

下記のとおり通関業の許可条件を変更したので公告する。

令和 7 年 6 月 3 日

名古屋税関長 廣光 俊昭

記

1. 通関業者の名称及び所在地

名称 日本通運株式会社
住所 東京都千代田区神田和泉町2番地

2. 通關営業所の名称及び所在地

名称 名古屋フォワーディング支店 港運営業所
所在地 愛知県弥富市富浜五丁目1番

3. 変更内容

貨物限定の条件を「コンテナ及びその修理用部品に限る」から
「コンテナー及びその修理用部分品並びに船用品に限る」に変更

4. 変更年月日

令和 7 年 6 月 3 日